(コード番号 3249)

不動産投資信託証券発行者名 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング 産業ファンド投資法人 代表者名 執行役員 倉都康行

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社 代表者名 代表取締役社長 辻 徹 問合せ先 インダストリアル本部長 深 井 聡 明 TEL. 03-5293-7091 E-mail: iif-3249. ir@mc-ubs. com URL: http://www.iif-reit.com/

資産運用会社における組織の変更に伴う業務の内容又は方法についての 変更届出提出決定のお知らせ

産業ファンド投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、平成28年2月19日に開催した取締役会において、組織の変更を行うことについて決定し、金融商品取引法第31条第3項に基づく「業務の内容又は方法についての変更届出」を金融庁長官宛に行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 組織変更

(1)変更の内容

本資産運用会社において、平成28年2月19日付で、以下の事項が決定されました。

- ① リスク管理委員会の設置及びコンプライアンス管理委員会の廃止本資産運用会社ではこれまで、社長、副社長、本部長、副本部長、私募運用部長及びコンプライアンス管理室長を常任委員として構成されるコンプライアンス管理委員会が、原則として3か月に1度開催され、資産運用検討委員会に係属する事項以外のリスクについて適時に把握、検討し、必要な対応策及び管理方針を策定してきましたが、平成27年12月1日付で内部統制室を新設し、他の各本部・部・室から独立した、全社的な立場から本資産運用会社のリスク管理態勢の企画・立案を行うと共に、その整備状況及び運用状況の確認・改善業務を統括することになったため、コンプライアンス管理委員会を廃止し、新たにリスク管理委員会を設置して、これまでコンプライアンス管理委員会が担っていたリスク管理に関する機能を担うこととしました。
- ② コンプライアンス委員会の設置及び利害関係者取引審査委員会の廃止 本資産運用会社では、資産運用検討委員会の審議対象となる取引のうち、本資産運用会社の両株 主が絡む利害関係者取引について、かかる取引が、本資産運用会社がその資産運用の委託を受け た本投資法人及び日本リテールファンド投資法人の利益を害するものではないことを審査し、も って本資産運用会社が本投資法人及び日本リテールファンド投資法人に対して負う善管注意義 務及び忠実義務の履行を十全ならしめることを目的として、利害関係者取引審査委員会における 決議を要するものとしてきました。今後は、利害関係者取引審査委員会を廃止し、コンプライアンス委員会を設置して、本資産運用会社の一方の株主のみが絡む利害関係者取引についても、本 資産運用会社がその資産運用の委託を受けた本投資法人及び産業ファンド投資法人の利益を害するものではないことを審査することとしました。また従前コンプライアンス管理委員会で行っていたコンプライアンス・プログラムその他のコンプライアンスに関する事項に関する報告についても、今後はコンプライアンス委員会で行うこととしました。

なお、変更後の組織については、別紙をご参照下さい。

(2) 変更日

平成 28 年 3 月 1 日





2. 業務の内容又は方法についての変更届出の概要

組織の変更に関し、金融商品取引法第31条第3項に基づく「業務の内容又は方法についての変更届出」を金融庁長官宛に行います。

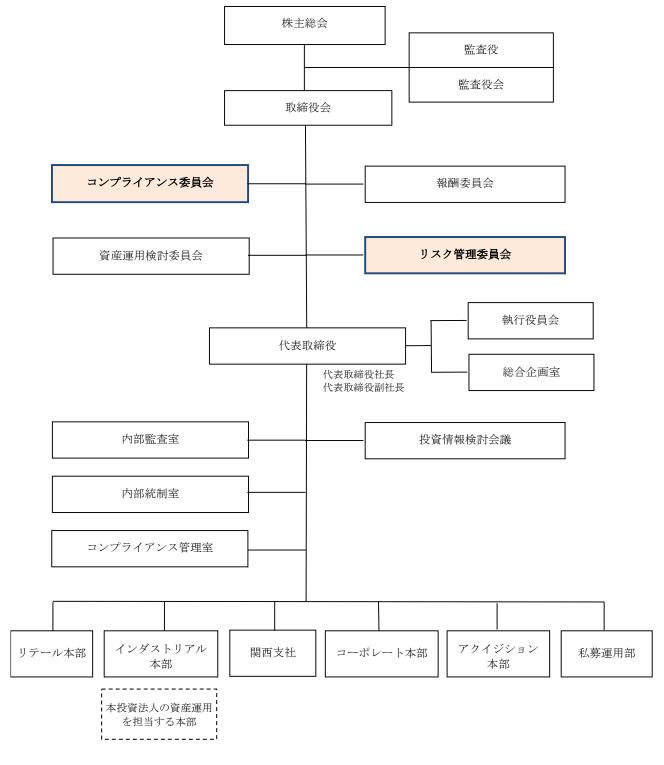
3. 業績への影響等

本件による本投資法人の平成 28 年 6 月期 (第 18 期 : 平成 28 年 1 月 1 日~平成 28 年 6 月 30 日) の運用状況に与える影響は軽微であり、運用状況の予想に変更はありません。

以上

(1) 変更後組織図

: 平成28年3月1日付で新設

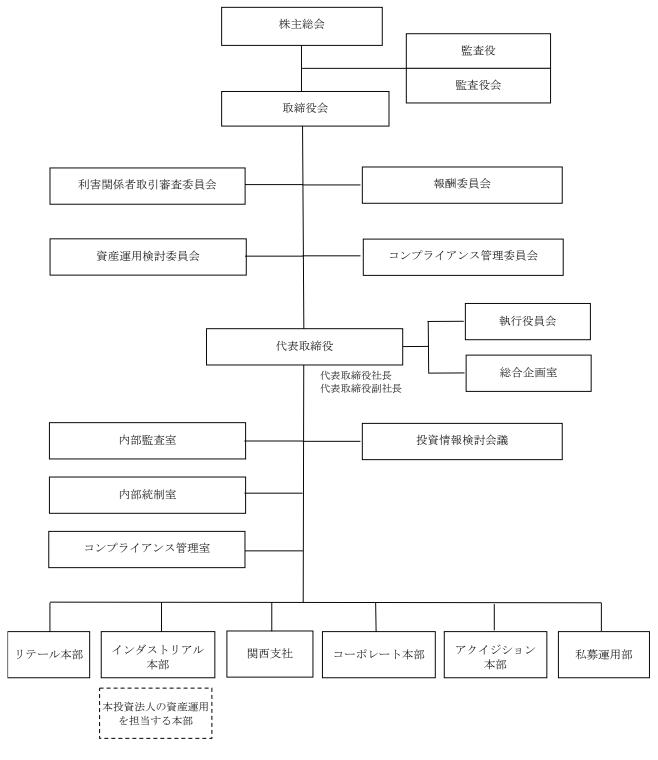


- (注1) 内部監査室長は、副社長が兼任しています。
- (注2) 平成27年9月1日付で関西支社を、平成27年12月1日付で執行役員会、総合企画室及び内部統制室を、それぞれ設置しました。





【ご参考】現行の組織図



(注) 内部監査室長は、副社長が兼任しています。

(2) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、利害関係者との取引に関し審議及び決議を行うこと並びに本資産運用会 社のコンプライアンス・プログラムその他のコンプライアンスに関する事項について報告を受け、総 合的な経営運営の立場から検討、計画、確認、評価を行うことを目的とします。

委員	コンプライアンス管理室長を委員長とし、社長、副社長及び内部統制室長そ
	の他委員長が指名した者を委員とし、利害関係者との取引に関し審議及び決
	議を行う場合には、これらの委員に加え、本投資法人の資産の運用を所管す
	る本部の本部長及び外部専門家(以下「外部委員」といいます。)も委員と
	します。コンプライアンス管理室長に事故がある場合には、副社長が委員長
	の任に当たります。また、コンプライアンス管理室長及び副社長に事故があ
	る場合には、あらかじめ委員会の決議によって定められた順序に従って他の
	委員が委員長の任に当たります。更に、コンプライアンス管理室長は、自ら
	が事故その他の理由により出席することができないときは、自らの代理人を
	指名し出席させることができます。なお、委員長は、必要に応じて、社内外
	の有識者・専門家をオブザーバーとして招聘することができるものとしま
	す。更に、常勤監査役は、委員会に出席し意見を述べることができます。
審議事項	本投資法人の委託を受けて行う資産の運用に係る業務のうち、利害関係者と
	本投資法人との間の取引(ただし、利害関係者取引規程に定める一定の軽微
	要件を充足する取引を除きます。)に関する事項
審議方法等	決議は、委員の3分の2以上が出席し、出席した委員の3分の2以上でこれを行
	います。なお、コンプライアンス管理室長(コンプライアンス管理室長が、
	自らが事故その他の理由により出席することができないときに指名し出席
	させた代理人を含みます。以下同じです。)及び外部委員は必ず出席するこ
	とを要するものとし、かつ、コンプライアンス管理室長及び外部委員は、そ
	れぞれ否決権を有するものとします。